

諮問番号：諮問第 72 号

答申番号：答申第 72 号

答申書

第 1 審査会の結論

宮若市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

- (1) 本件処分においては不正な受給額が時効により消滅した分を含めて 3, 122, 000 円に上る内容となっているが、実際に審査請求人は 300 万円を超える報酬を受けたことはない。
- (2) 審査請求人は、生活保護期間中に収入を得た際には届出をすべき義務があることは認識をしていたが、実際に得ていた収入の正確な金額がわからなかったことから届出をしないままだった。なお、後述する面談以外に、審査請求人はこれまで一度も市職員やケースワーカー等から就労や収入の有無、実態について問い合わせを受けたことも、口頭又は文書において指導を受けたこともない。
- (3) 平成 29 年から平成 30 年にかけて、審査請求人は未申告の収入に関して担当のケースワーカー（以下「担当 CW」という。）と数回にわたって面会し、事情聴取されている。その話し合いの中で、審査請求人は、担当 CW から雇用主の作成したであろう審査請求人の報酬に関する資料（以下「本件資料」という。）を提示されて、徴収額は 300 万円に上るであろうことを説明された。

これに対して、審査請求人は担当 CW に対して 300 万円ももらったことはないと反論した。審査請求人としては、過去に雇用主である経営者の父から難癖をつけられてお金を要求されたりしたことがあったことから、今回も嫌がらせで過剰な報

酬を報告しているのではないかと考えていた。

(4) 審査請求人が経営者と話し合いをしない旨の回答をしたのは、経営者の父からたびたび金銭の要求や暴行を受けていたため、経営者及びその家族と関わりを持ちたくなかったためである。審査請求人としては、市から経営者又は経営者の父に当該情報が伝わると、さらなる暴行や金銭の要求を受けるかもしれないと感じ、担当CWに上記の事情を伝えなかった。

(5) 審査請求人が就労した事実を認めたこと、現実に得ていた就労収入については徴収されることがあることを了承したことは認めるが、審査請求人は、当初より300万円を超える収入を得ていたことは争っており、300万円超の徴収を了承したわけではない。審査請求人は、担当CWの言っている内容が理解できないままに、平成30年3月1日付返還誓約書を作成したものである。

(6) 本件資料は、手書きで金額を羅列しただけの書面であり、報酬額を認定する基礎とするには非常に信用性の低いものである。また、当時、審査請求人は3人の子どもを育てており勤務できる時間も限られていたことから、300万円もの報酬を得ていなかったことを担当CWに対して説明していた。また、業種の性質からも、本件資料に書かれているような報酬を得るだけの勤務は困難であることは容易に想像でき、本件資料の内容について不自然な点がうかがえる。

その上で、審査請求人は現実に得た収入の返還は同意しながらも本件資料のとおり収入を得たことはないと一貫して主張している以上、処分庁は実際の報酬額はいくらであったか調査し、少なくともより信用性の高い資料をもって判断すべきであった。

(7) 上記のとおり、処分庁は極めて信用性の低い本件資料をもって審査請求人の就労収入を認定していること、また、審査請求人がその内容を理解しないままに作成した返還誓約書をもって300万円を超える収入があったと判断することはできないことから、処分庁による事実の認定には誤りがあり、本件処分は重要な事実の基礎を欠く違法な処分であるといえる。

(8) 仮に本件処分が違法と認められないとしても、本件処分は不当な処分であるといえる。

つまり、生活保護を受給しながら子どもを育てている審査請求人にとって300万円という額は高額であり、その生活にとって相当な負担である。

確かに審査請求人は収入の申告を怠っているが、担当CWから説明を求められた際には素直に就労して収入を得ていたことを認めている。さらには、現在は、審査請求人は実際に就労によって得ていた報酬分については少額ずつながら返還していく意思もある。

加えて、審査請求人は300万円もの報酬は得ていないと説明したにもかかわらず、正確な資料も示されないままに本件処分がなされてしまっている。審査請求人にとっては釈明をしたにもかかわらず一方的に過大な負担を強いられた処分であるといえる。

本件処分によって審査請求人に与える不利益や処分までの経緯を考慮すると、本件処分はその手続面でも内容面でも不当な処分であると考えられる。

本件資料が信用性の低い文書であることも含めて、処分決定までの流れは、慎重な検討をした結果とは到底評価することはできない。

(9) 処分庁は、審査請求人が適正な過払い金額を返還する意思を有していることを知っていたにもかかわらず、慎重な検討もせず、誤った事実認定に基づいて、本件処分を決定している。

以上のとおり本件処分は違法又は不当な処分であるから、直ちに取り消されるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

(1) 平成30年2月1日頃、経営者の父より、審査請求人が就労し、就労収入を得ているとの情報提供が処分庁にあったため、福祉事務所の職員が審査請求人に面接し、就労についての事実確認を行ったところ、審査請求人は就労について認め、就労収入についてはそんなに受け取っていないと述べたが、法第78条に基づく費用返還となることを了承した。

(2) 審査請求人は、「後述する面談以外に、審査請求人はこれまで一度も市職員やケースワーカー等から就労や収入の有無、実態について問い合わせを受けたことも、口頭又は文書において指導を受けたこともない」と主張しているが、審査請求人と面接した際に、就労収入を得た際は申告する旨を指導していた。また、「保護のしおり」を用いて権利や義務について説明したこともある。

(3) 同月28日、審査請求人に面接し、審査請求人から生活保護法に係る返還金又は徴収金がある旨の承認書を徴取した際、審査請求人より「300万円超の就労収入については、受け取っていないと思う」との主訴があったため、金額に不服があるならば、経営者と話し合いの上、給与額を提示するよう指導も行ったが、審査請求人は「そこまでしたくない」と述べて拒否した。

(4) 同年3月1日に審査請求人に面接した際、同年2月28日に経営者の父から担当CWが受領した給与支払証明（以下「本件証明」という。）を提示し、審査請求人の確認を得た上で、3,092,000円の過払金についての返還誓約書を徴取したものであり、審査請求人は返還額を認めている。

また、審査請求人が所持している給与明細書等はないことも確認しており、その他明確な根拠となるべき資料の提示はなく、争うという訴えはされていない。

(5) 審査請求人は、本件資料は報酬額を認定する基礎とするには非常に信用性の低いものである旨主張しているが、本件証明は給与支払者である経営者の証明により提出された資料であり、審査請求人は給与の資料となるものを所持しておらず、不服ならば経営者と話し合いを行った上、給与額を提示するよう指導したが、審査請求人が拒否したことからも、本件証明は算定の基礎となるものと解する。

(6) 処分庁は、審査請求人に対して、給与収入の根拠となるものは本件証明しかないことを説明し、本件証明を提示し、過払金額について審査請求人に確認してもらい、了承を得た上で、返還誓約書が提出されたものである。

審査請求人は、就労の事実を認めたときに、就労収入は返還となることを了承していることから、不服があるのは金額であると考えられるが、金額については上記のとおり説明を行っており、審査請求人が返還請求書の趣旨や意味が分からず作成したことなどありえない。また、生活保護廃止となっても返還金には変わりはないことを説明した際も、審査請求人から何の反論もなかったことから、審査請求人は返還金額について理解していると判断できる。

(7) さらに、審査請求人から、業務内容の詳細は聞いていないが、「出来て一日4～5件」との話はきいている。そうすると、月20日働いたとすれば、月10万円程度の給与を得ることは可能であると判断する。また、経営者より平成25～26年頃は、お客さんが多かったとも聞いており、その間に月10万円を超える給与を得た月は5か月のみである。また、平成29年半ばからは、子どものための時間を確

保できなかったと述べていることから、それ以前は上記のような就労収入を得ることは可能であったと判断する。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたかという点にあるので、以下判断する。

1 費用徴収決定処分について

(1) 審査請求人は、平成25年3月から平成29年12月までの各月の収入状況申告書を福祉事務所の所長に提出しており、当該収入申告書において、就労収入がない旨の申告を行っている。

また、就労収入を得ていた時点では、審査請求人は、就労した各日に経営者から支給された額を記録しておくこと等によって、自らが得た収入がいくらであるかを正確に把握できたものと考えられるので、「実際に得ていた収入の正確な金額がわからなかったことから届出をしないままだった」との審査請求人の主張は、収入申告をしなかったことを正当化できる事由とは認められない。

審査請求人が、当該収入申告書では収入がない旨を示していたことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」と評価せざるを得ず、その結果、審査請求人は法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け（中略）た者」に該当する。

(2) 審査請求人は、「後述する面談以外に、審査請求人はこれまで一度も市職員やケースワーカー等から就労や収入の有無、実態について問い合わせを受けたことも、口頭又は文書において指導を受けたこともない」と主張しており、「後述する面談」とは、平成30年2月8日の面接をさすものと考えられる。この主張は、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 13-1で示されている、法第78条によることが妥当な場合の一つである、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」に審査請求人は該当せず、同条に基づく費用徴収決定処分は違法であると主張してのものと考えられる。

しかし、本件処分は、審査請求人以外の第三者からの情報提供を端緒として、処分庁が審査請求人の就労収入を調査し、審査請求人が提出していた収入申告書に就

労収入が記載されていなかったことが判明した結果、行われたものであり、問答集 13-1 の「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当するものと認められることから、処分庁が法第 78 条に基づき費用徴収決定処分を行ったことに違法な点は認められない。

- (3) また、審査請求人は、担当 CW から複数回にわたって、収入があった場合には申告が必要であることを指導されていたことが認められることから、「後述する面談以外に、審査請求人はこれまで一度も市職員やケースワーカー等から就労や収入の有無、実態について問い合わせを受けたことも、口頭又は文書において指導を受けたこともない」との審査請求人の主張は認められず、法第 61 条の届出の義務があることを理解していたものと考えざるを得ない。

以上のことから、処分庁が法第 78 条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し、審査請求人に対して費用徴収決定処分を行ったこと（費用徴収の対象金額の決定に係る部分を除く。）について、違法又は不当な点はないものと認められる。

2 費用徴収の対象金額を 3,092,000 円に決定したことについて

- (1) 被保護者の就労収入について、法第 61 条は被保護者に届出の義務があることを定めるとともに、法第 29 条では、福祉事務局長に対して、官公署に対する資料の提供及び雇主に對する報告を求めることができると定めている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 1 の (4) では、「その世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」と記載されている。

- (2) 本件処分における費用徴収の対象金額の決定にあたっては、その決定に先立ち、まずは審査請求人が経営者から支払いを受けていた就労収入の額を把握する必要があるが、審査請求人は給与明細等を所持しておらず、具体的な金額を処分庁に提示していない。一方、経営者の父からは本件証明が提出されたことが認められる。

- (3) 本件証明は、「給与支払証明書」との表題が付された文書に別紙として 3 枚添付されているものである。

- (4) 処分庁は、本件証明に基づき、平成 25 年 2 月から平成 29 年 12 月までの間に、審査請求人が経営者から支払いを受けていた就労収入の額を 3,122,000 円

と、さらに、時効によって返還請求権が消滅していた平成25年2月分の30,000円を差し引いた、3,092,000円を費用徴収の対象金額であると算定した上で、平成30年2月28日及び同年3月1日の審査請求人との面接において、同額が費用徴収の対象金額と考えられる旨を審査請求人に説明し、確認を求めたことが認められる。

(5) (4) のとおり処分庁が費用徴収の対象金額を算定したことに對する審査請求人の反論及び処分庁の弁明によるとその主張にはいくつかの相違点があるが、相違点は次の4点に集約される。

- ① 審査請求人が月に100件を超える件数の送迎を行うことが可能であったか。
- ② 本件資料は信用できるものか。
- ③ 本件資料に基づき報酬額を算定したことは妥当か。
- ④ 返還誓約書はどのように評価されるか。

(6) 相違点の①について、審査請求人が給与明細等を所持しておらず、具体的な金額を処分庁に提示できなかったことは、審査請求人が平成25年2月から平成29年12月までの各月に行った送迎件数を把握できていなかったことを示すものと考えられる。そのため、相違点①に係る審査請求人の主張は、抽象的であり、裏付けとなる証拠等も提出されていない。

また、処分庁も、審査請求人が給与明細等を所持しておらず、具体的な金額を処分庁に提示できなかったことから、本件証明に基づき報酬額を算定せざるを得なかったものである。そのため、相違点①に係る処分庁の主張の裏付けとなる証拠等も、本件証明以外にはない。

相違点①に関する証拠書類等は本件証明以外にないため、結局のところ、相違点②の検討において本件資料を含む本件証明の信用性が認められるか否かによって、相違点①は判断せざるを得ない。

(7) 相違点②について、審査請求人は、本件証明のうち別紙の3枚のみを本件資料として取り上げて、その信用性を問題にしているものと認められる。

しかし、本件証明は、「給与支払証明書」との表題が付された文書1枚及びその別紙の3枚によって構成され、4枚を合わせて本件証明として提出されたものと認められる。

そうすると、審査請求人の主張については、本件証明が提出された経緯及び本件

証明の1枚目にある「平成25～29年分、給与等の支給額は上記のとおりであることを証明します」との記載を踏まえると、処分庁が、本件証明を報酬額の算定の根拠としたことに不合理な点は見出せない。また、「具体的に何日にいくら賃金が支払われたか」が書かれていないことは、審査請求人の主張のとおりであるが、そのことによって本件証明の信用性が著しく低下するものとは考えられない。

以上のことから、本件資料の信用性を疑うに足る合理的理由は存在しないため、相違点①及び相違点②とも審査請求人の主張は採用できないものと判断される。

(8) 相違点③及び相違点④について、審査請求人は、処分庁が信用性の低い本件資料に基づき、審査請求人の就労収入額を認定したことが違法又は不当であると主張している。

しかし、処分庁の主張及び処分庁から提出された証拠書類によると、処分庁は、就労収入額を算定する根拠として本件証明を使用しているが、本件証明のみに基づき就労収入額を認定したものではないことは明らかである。要するに、担当CWは、平成28年2月28日に本件証明を受領し、同日に審査請求人に面接した上で、本件証明では就労収入額が300万円を超えていることを伝え、同年3月1日に審査請求人に再度面接した上で、本件証明を審査請求人に提示し、平成25年3月から平成29年12月までの間に合計3,092,000円の過払いが生じていること確認し、返還誓約書を徴取している。その後、処分庁は、本件証明に記載された報酬額から時効により消滅していた30,000円を減じた額と同額の過払金の返還を誓約する旨の返還誓約書を審査請求人から徴取したことから、就労収入額について審査請求人も認めたものと判断して、本件処分を実施したことが確認できる。

審査請求人は、返還誓約書については、審査請求人がその内容を理解しないままに作成していたことから、当該書面をもって300万円を超える収入があったと判断することはできないと主張しているが、当該返還誓約書は、難解なものではないこと、3,092,000円の返還を誓約する趣旨であることは明らかであり、通常、別の趣旨であると誤解することは考えにくいこと、ケース記録の記載等から見て、審査請求人の理解力が著しく劣るといった、返還誓約書の内容を理解できなかったことが相当と考えられる事情が確認できないこと、また、そのような事情について審査請求人からも何ら主張されていないことを考えると、「理解しないままに作成していた」との審査請求人の主張は採用することができない。

(9) したがって、処分庁は、審査請求人から本件返還誓約書を徴取したことにより、審査請求人が時効によって消滅した額を除く、3,092,000円の収入申告をしていなかったこと、すなわち、本件証明のとおり報酬額を受け取っていたことを認めたものと判断した上で、経営者に対して本件証明の記載内容を補充する証拠書類等の提出を求める等の調査を実施しないで、本件返還誓約書に基づいて、審査請求人に対する費用徴収の対象金額を3,092,000円に決定したものと認められ、このことについて違法又は不当な点は見出せない。

3 処分の不当性について

(1) 審査請求人は「生活保護を受給しながら子どもを育てている審査請求人にとって300万円という額は高額であり、その生活にとって相当な負担である旨を主張しているが、費用徴収の対象金額を3,092,000円としたことに違法又は不当な点がないことは、上記のとおりである。

また、法第78条に基づき徴収する金額について、問答集では、「徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである」とされており、審査請求人の生活にとってどの程度の負担になるかを考慮した上で、処分庁が費用徴収の対象金額を減じることができないことから、この審査請求人の主張は採用できないところである。

(2) 審査請求人は、「少額ずつながら返還していく意思もある」ことも、本件処分が不当である理由として主張しているが、なぜ、このような意思があれば、本件処分が不当と評価されるか具体的な説明はないほか、本件処分は、このような意思の有無にかかわらず、不正受給が行われた事実に基づいて行われるものであり、この審査請求人の主張は当を得たものとは認められない。

(3) 審査請求人は、「正確な資料も示されないままに本件処分がなされてしまっていること、「釈明をしたにもかかわらず一方的に過大な負担を強いられた処分である」ことも、本件処分が不当である理由として主張しているが、処分庁は、審査請求人から本件返還誓約書を徴取したことにより、本件証明のとおり報酬額を受け取っていたことを認めたものと判断した上で、本件処分を行ったものと認められることから、この審査請求人の主張についても、当を得たものとは認められない。

(4) その他、審査請求人の不利益や処分までの経緯についても、本件処分に不当な点は見当たらない。

4 以上のとおり、本件処分は、法及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年6月20日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月3日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 費用徴収決定処分について

(1) 審査請求人は、平成25年3月から平成29年12月までの各月の収入状況申告書を福祉事務所の所長に提出しており、当該収入申告書において、就労収入がない旨の申告を行っている。

このように審査請求人が、当該収入申告書では収入がない旨を示していたことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」と同視され、その結果、審査請求人は法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け（中略）た者」に該当する。

(2) 審査請求人は、「後述する面談以外に、審査請求人はこれまで一度も市職員やケースワーカー等から就労や収入の有無、実態について問い合わせを受けたことも、口頭又は文書において指導を受けたこともない」と主張しており、「後述する面談」とは、平成30年2月8日の面接をさすものと考えられる。この主張は、問答集13-1で示されている、法第78条によることが妥当な場合の一つである、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」に審査請求人は該当せず、同条に基づく費用徴収決定処分は違法であると主張してのものと考えられる。

しかし、本件処分は、審査請求人以外の第三者からの情報提供を端緒として、処分庁が審査請求人の就労収入を調査し、審査請求人が提出していた収入申告書に就

労収入が記載されていなかったことが判明した結果、行われたものであり、問答集 13-1の「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当するものと認められることから、処分庁が法第78条に基づき費用徴収決定処分を行ったことに違法な点は認められない。

- (3) また、審査請求人は、担当CWから複数回にわたって、収入があった場合には申告が必要であることを指導されていたことが認められることから、「後述する面談以外に、審査請求人はこれまで一度も市職員やケースワーカー等から就労や収入の有無、実態について問い合わせを受けたことも、口頭又は文書において指導を受けたこともない」との審査請求人の主張は認められず、法第61条の届出の義務があることを理解していたものと考えざるを得ない。

以上のことから、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し、審査請求人に対して費用徴収決定処分を行ったこと（費用徴収の対象金額の決定に係る部分を除く。）について、違法又は不当な点はないものと認められる。

2 費用徴収の対象金額を3,092,000円に決定したことについて

- (1) 被保護者の就労収入について、法第61条は被保護者に届出の義務があることを定めるとともに、法第29条では、福祉事務局長に対して、官公署に対する資料の提供及び雇主に對する報告を求めることができると定めている。

さらに、次官通知第8の1の(4)では、「その世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」と記載されている。

- (2) 本件処分における費用徴収の対象金額の決定にあたっては、その決定に先立ち、まずは審査請求人が経営者から支払いを受けていた就労収入の額を把握する必要があるが、審査請求人は給与明細等を所持しておらず、具体的な金額を処分庁に提示していない。一方、経営者の父からは本件証明が提出されたことが認められる。

- (3) 本件証明は、「給与支払証明書」との表題が付された文書に別紙として3枚添付されているものである。

- (4) 処分庁は、本件証明に基づき、平成25年2月から平成29年12月までの間に、審査請求人が経営者から支払いを受けていた就労収入の額を3,122,000円と、さらに、時効によって返還請求権が消滅していた平成25年2月分の30,0

00円を差し引いた、3,092,000円を費用徴収の対象金額であると算定した上で、平成30年2月28日及び同年3月1日の審査請求人との面接において、同額が費用徴収の対象金額と考えられる旨を審査請求人に説明し、確認を求めたことが認められる。

(5) (4) のとおり処分庁が費用徴収の対象金額を算定したことに對する審査請求人の反論及び処分庁の弁明によると、両者の主張にはいくつかの相違点があるが、ここで検討すべき相違点は次の4点に集約される。

- ① 審査請求人が月に100件を超える件数の送迎を行うことが可能であったか。
- ② 本件資料は信用できるものか。
- ③ 本件資料に基づき報酬額を算定したことは妥当か。
- ④ 返還誓約書はどのように評価されるか。

(6) 相違点の①について、本件資料によれば、月に100件を超える件数の送迎を行ったと推察されるのは、全期間を通じてごくわずかであり、大半は月に100件を大きく下回る件数の送迎しか行っていない。そして業務としての「送迎」がどのようなものなのか、何を以て「1回」と数えるのかはなお不明確であるものの、送迎に伴う拘束時間は個々の場合により長短様々であるものと思われる。そうであるとすれば、100件を超える件数の送迎を行う月が稀にあったとしてもそれ自体、必ずしも不自然なことではないと考えられる。

よって相違点①について、審査請求人の主張は採用することができない。

(7) 相違点②について、審査請求人は、本件証明のうち別紙の3枚のみを本件資料として取り上げて、その信用性を問題にしているものと認められる。

しかし、本件証明は、「給与支払証明書」との表題が付された文書1枚及びその別紙の3枚によって構成され、4枚を合わせて本件証明として提出されたものと認められる。

そして別紙の3枚によって構成される本件資料についてみると、手書きで金額を記載した書面ではあるものの、一応は給与支払者である経営者の証明により提出された資料であると認められる。審査請求人において、経営者の父との関係等が主張されてはいるものの、本件資料の内容が明らかに虚偽のものであると判断できる具体的な根拠は示されていない。それゆえに、本件証明の信用性がまったくないとまではいえない。また、「具体的に何日にいくらの賃金が支払われたか」が書かれてい

ないことは、審査請求人の主張のとおりであるが、そのことによって本件証明の信用性が決定的に低下するものとは考えられない。

以上のことから、本件資料の信用性を疑うに足る十分な合理的理由は存在しないため、相違点①及び相違点②とも審査請求人の主張は採用できないものと判断される。

(8) 相違点③及び相違点④について、審査請求人は、処分庁が信用性の低い本件資料に基づき、審査請求人の就労収入額を認定したことが違法又は不当であると主張している。

就労収入額については、本来、生活保護受給者自らが申告すべきものであって、事業主等への調査は補完的なものである。しかし、審査請求人からの申告はなく、その他就労収入額を示す客観的な資料は、審査請求人によって何も示されなかった。すなわち、「より信用性の高い資料」がなかったために、審査請求人がいう300万円を超えない報酬の額がいくらであったのかを確定する判断材料に乏しく、結果として処分庁はやむを得ず本件資料を含む本件証明を基礎として、総合的に勘案して額の決定を行ったものである。そうであるとすると、本件処分を行うにあたり、この決定方法が不合理であるとまではいえない。

次に、返還誓約書については、担当CWは、平成28年2月28日に本件証明を受領し、同日に審査請求人に面接した上で、本件証明では就労収入額が300万円を超えていることを伝え、同年3月1日に審査請求人に再度面接した上で、本件証明を審査請求人に提示し、平成25年3月から平成29年12月までの間に合計3,092,000円の過払いが生じていることを確認し、その後、処分庁は、本件証明に記載された報酬額から時効により消滅していた30,000円を減じた額と同額の過払金の返還を誓約する旨の返還誓約書を審査請求人から徴取したことから、就労収入額について審査請求人も認めたものと判断したことが確認できる。

審査請求人は、返還誓約書については、審査請求人がその内容を理解しないままに作成していたことから、当該書面をもって300万円を超える収入があったと判断することはできないと主張しているが、当該返還誓約書は、難解なものではないこと、3,092,000円の返還を誓約する趣旨であることは明らかであり、通常、別の趣旨であると誤解することは考えにくいこと、ケース記録の記載等から見て、審査請求人の理解力が著しく劣るといった、返還誓約書の内容を理解できな

ったことが相当と考えられる事情が確認できないこと、また、そのような事情について審査請求人からも何ら主張されていないことを考えると、「理解しないままに作成していた」との審査請求人の主張は採用することができない。

- (9) したがって、処分庁が、審査請求人に対する費用徴収の対象金額を3,092,000円に決定したことについて違法又は不当な点は見出せない。

3 処分の不当性について

- (1) 審査請求人は「生活保護を受給しながら子どもを育てている審査請求人にとって300万円という額は高額であり、その生活にとって相当な負担である旨を主張しているが、費用徴収の対象金額を3,092,000円としたことに違法又は不当な点がないことは、上記のとおりである。

また、法第78条に基づき徴収する金額について、問答集では、「徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである」とされており、審査請求人の生活にとってどの程度の負担になるかを考慮した上で、処分庁が費用徴収の対象金額を減じることはできないことから、この審査請求人の主張は採用できないところである。

- (2) 審査請求人は、「少額ずつながら返還していく意思もある」ことも、本件処分が不当である理由として主張している。しかし、このような意思があれば、本件処分が不当と評価されるわけではない。また、本件処分は、このような意思の有無にかかわらず、不正受給が行われた事実に基づいて行われるものであり、この審査請求人の主張は当を得たものとは認められない。

- (3) 審査請求人は、「正確な資料も示されないままに本件処分がなされてしまっている」こと、「釈明をしたにもかかわらず一方的に過大な負担を強いられた処分である」ことも、本件処分が不当である理由として主張しているが、処分庁は、審査請求人から本件返還誓約書を徴取したことにより、本件証明のとおり報酬額を受け取っていたことを認めたものと判断した上で、本件処分を行ったものと認められることから、この審査請求人の主張についても、当を得たものとは認められない。

- (4) その他、審査請求人の不利益や処分までの経緯についても、本件処分に不当な点は見当たらない。

- 4 以上のとおり、本件処分は、法及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な

点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 谷本 拓也

委員 樋口 佳恵